

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は以下の通りとする。
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」に、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」に規定する次の内容とする。

【神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修】

- (1) 障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- (2) サービス提供の自己検証に関する演習等
- (3) サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
指定番号：003

(研修実施場所)

第6条 研修の実施場所は次のとおりとする。
第11回
「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第7条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする。
(1) 名称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(2) 所在地 神奈川県厚木市中町4-9-17 原田センタービル6階
(3) 連絡先 電話：046-206-7265 FAX：046-206-7275

(研修の募集期間等)

第8条 研修の募集期間、定員、実施日等は、次の表のとおりとする。

回	募集期間	定員	実施日
後期開催 コース 第2回	令和6年11月1日（金） ～ 令和6年11月28日（木）	84名	第11回 令和7年1月24日（金） 令和7年1月25日（土）

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日付障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。

(講師)

第10条 講師は「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧」による。

(使用テキスト)

第11条 厚生労働省実施のサービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の地域性等を反映したテキストを使用する。

(受講資格と受講手続等)

第12条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする。

(1) 受講資格

次のいずれかに該当する方。

- ・過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験のあること。
- ・現にこれらの業務に従事していること。

(2) 申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページに掲載する募集要領の手続きに沿って所定の受講申込書により申込みこととする。

(3) 申込期限

別途、研修募集要領で案内する。

(受講者の決定等)

第13条 受講者の選考、受講決定の通知方法、受講決定後の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ、神奈川県サービス管理責任者等研修「更新研修」の受講者選考基準に基づき決定する。

(2) 通知方法

受講決定通知は、法人からの申込の場合は各法人あてに、個人からの申込の場合は当該個人あてに郵送する。

(3) 受講決定後の取扱い

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない。

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第14条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、33,000円(税込)とする。

(2) 納入方法等

受講決定通知を受けた者は、受講決定通知に記載された期限までに納付するものとする。納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

(3) その他の費用

受講料の振込手数料や会場までの交通費等については、受講者負担とする。

(研修修了の認定方法)

第 15 条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする。

- (1) 15 分以上の遅刻、中座及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない。
- (2) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された場合には修了証書を交付しない。

(個人情報取扱方法)

第 16 条 個人情報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された個人情報は、研修事業以外の目的には使用しない。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出講状況に関する書類等）は、研修後 5 年間保存するものとする。
- (3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする。

(その他研修受講に係る重要事項)

第 17 条 その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第 4 条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。